# 尚絅大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

## I 認証評価結果

# 【判定】

評価の結果、尚絅大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている と認定する。

# 【認定期間】

平成 22(2010)年4月1日から平成29(2017)年3月31日までとする。

# 【条件】

特になし。

## Ⅱ 総評

大学は、明治 21(1888)年に創設された女学校を母体として発足し、女子高等教育において前身の女学校時代を含めると 120 年余の歴史を持つ。現在では、幼稚園、中学校、高等学校、短期大学部をも有する学園に発展し、キャンパスを 2 か所有している。建学の精神「智徳を兼ね備えた女性の育成」及び大学の使命・目的「高い知性と豊かな情操」を教育の基本理念とし、大学名でもある「尚絅」の精神の体現として明示している。建学の精神及び教育の基本理念である「尚絅」の意義を明記した学生便覧を新入生及び教職員全員に配付し周知している。新入生に対しては、入学式において小冊子の解説書を配付し、更に「基礎セミナー」の最初の授業においても説明されている。ただし、歴史的背景も含めて、建学の精神、教育理念、大学の使命・目的の関係を明確にすることが求められる。

教育研究組織は、文化言語学部文化言語学科と生活科学部栄養科学科の2学部2学科、「尚絅大学総合教育センター」及び「尚絅学園図書館」が設置され、相互に適切な関係が保持されている。なお、大学運営上の重要事項を審議する「評議会」が、短期大学部と合同で開催されており、今後、大学独自の審議が行われるよう努力が望まれる。また、平成18(2006)年に生活科学部栄養科学科を開設し、文学部国文学科及び英文学科を文化言語学部文化言語学科に改組、併せて短期大学も改組して学園組織や大学組織などの規程を見直しているため、現状では、諸規程事項が不明瞭な部分も見受けられる。

教育課程は、グラデュエーションポリシーが明確に示され、教育課程は、それを達成するための内容に編成されている。このグラデュエーションポリシーは、学生にはオリエンテーションなどで周知されている。

学生の受入れに関しては、平成 19(2007)年度に各学部学科及び各コースのアドミッションポリシーを策定し、AO 入試、推薦入試、一般入試など多岐にわたる入試を実施しており、その運営は適切である。学生の学習支援については、オフィスアワー、担任制、更に文化言語学部のコース制や生活科学部の「基礎セミナー」などにおける少人数教育などを特徴としており、教員と学生の距離が近く、学生主体の指導が行われている。更に、安全・健康、金銭トラブルなどに対応するための講義を開講している。

教員組織については、両学部ともに専任教員数及び教授数は設置基準を満たしている。

なお、教員の昇任規程及び教員資格審査に関する規程については未整備であり、早急な対 応が求められる。また、職員組織については、職員の採用・昇任・異動は職員就業規則第 2章の規定などに基づき適切に行われている。

管理運営については、理事会は適切に運営されている。また、企画会議が法人と教職員の意見交換や審議の場として活用されている。

社会連携においては、高等学校への出前講座や公開講座などに多くの教員が参加している。 更には、コンソーシアムへの参加で地域連携や学術連携が図られている。

教育研究環境については、ゆとりある教育環境が保持されているものの、バリアフリー対策や耐震補強対策の早急な実施が必要である。社会的責務に関しても課題がある。関連規程について整備が進められているが、更に危機管理マニュアルの整備も急がれる。また、避難訓練などのあり方についても検討が必要である。

消費支出比率は過去5年間均衡を欠いた状態で推移しているが、平成23(2011)年度からは適正な学生数確保による収入増などにより収支状況は改善される見通しとなっている。また、九品寺キャンパスの再開発事業は自己資金で完成させる予定であることからも、大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有しているといえる。ただし、キャンパスの再開発事業などについては、評議員会への諮問のあり方や基本金組入れについての検討を要する。

総じて、少人数クラスを中心に、教員と学生の距離の近い教育を実施しており、学生の満足度も高い傾向にあるといえる。一部改善を要する点は認められるが、その改善策の策定に取組むとともに、参考意見などを踏まえ、更なる発展を期待したい。

# Ⅲ 基準ごとの評価

## 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

# 【判定】

基準1を満たしている。

#### 【判定理由】

大学は、女子高等教育において前身の女学校時代を含めると 120 年余の歴史を持つ。

建学の精神「智徳を兼ね備えた女性の育成」及び大学の使命・目的「高い知性と豊かな情操」を教育の基本理念とし、「尚絅」の精神の体現として明示している。建学の精神及び教育の基本理念である「尚絅」の意義を明記した学生便覧を新入生及び教職員全員に配付し周知している。新入生に対しては、入学式において小冊子の解説書を配付し、更に「基礎セミナー」の初回の授業においても説明されている。学外に対しては、ホームページ、広報誌などにより周知されている。しかし、建学の精神及び大学の使命・目的並びに大学の歴史が混在しているので、それぞれの内容をわかりやすく整理して公表することが望まれる。なお、「尚絅」の精神は、教育課程の「男女共同参画入門」の中で、女性が社会で活躍するためのエンパワメントの習得も位置付けられている。

# 基準 2. 教育研究組織

# 【判定】

基準2を満たしている。

# 【判定理由】

建学の精神及び大学の教育目的を達成するため、文化言語学部文化言語学科と生活科学 部栄養科学科の2学部2学科、「尚絅大学総合教育センター」及び「尚絅学園図書館」が 設置され、相互に適切な関係が保持されている。

人間形成のための教養教育に関しては、平成 18(2006)年度に生活科学部の設置を機として「尚絅大学総合教育センター」が設置された。同センターは、まだ十分に機能しているとはいえないものの、同センター運営委員会が学部横断的な教養教育のあり方を審議し、教養教育実施に当たっての調整業務も行っている。

教育研究に関わる意思決定機関として、学内には学科会議及び学部教授会、各種委員会などの会議体が必要に応じて設置されているが、「評議会」をはじめとして、会議体・委員会の中には、短期大学部と合同開催となっているものがある。そのために大学独自の意思決定機関としての位置付けが明確ではない部分もあり、今後の改善が期待されるところもあるが、分科会・部会の設置及び学科会議と学部教授会での審議・検討によって、教育研究の場における意思決定が行われている。

## 基準3. 教育課程

## 【判定】

基準3を満たしている。

# 【判定理由】

学部の教育目的達成のために、平成 18(2006)年度には文化言語学部の改組と生活科学部の設置を行い、更に地域社会のニーズに対応すべく、文化言語学部は平成 22(2010)年度にコースの再編成を行うなど、教育目的に則した教育課程の見直しが十分になされている。学則にも学部学科ごとの人材養成の目的や教育研究上の目的が記載されている。

それぞれの学部における教育目的を達成するために、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーを包含する総合的教育目標として、学部ごと、更に文化言語学部においてはコースごとの「グラデュエーションポリシー」が定められている。この「グラデュエーションポリシー」は、学生にはオリエンテーションなどで周知させている。「基礎セミナー」における初年次教育が行われ、「男女共同参画入門」などで入学時に学生に自身の将来像について具体的にイメージさせて、4年間の学修目的と卒業後の進路を考えさせる科目が設定されており、キャリア形成についての配慮がなされている。

文化言語学部において、各コース別に「教育プログラム」を設定することで4年間の系統的学習のあり方と達成目標が学生に示されている。また、5か月間留学をしても在学期間を延長することなく卒業できる制度を整えるとともに、留学に関する費用面での負担を

軽減する制度を設けている。生活科学部では、学生の理科系科目における学力差への対応 として基礎的教育の導入が検討されているほか、国家試験対策にも積極的な努力がなされ ている。

両学部を通じて、少人数クラスを基本とした教育を行っており、その結果として、授業 内容や教員に対する学生の満足度は高い。「学生生活に関する実態調査」などにより、修学 上の問題ある学生の把握に努めている。

# 基準4. 学生

# 【判定】

基準4を満たしている。

# 【判定理由】

平成 19(2007)年度に各学部学科及び各コースのアドミッションポリシーを策定し、ホームページ、募集要項などで広く周知したことなどにより、文化言語学部の入学生が増加した。入学者選抜方法は、AO入試、推薦入試、一般入試など多岐にわたるが、入試は各学部の要望を踏まえ入試管理委員会が決定した方針に従い、入試センターが実施に当たっており、適切に運営されている。文化言語学部は、平成 21(2009)年度までは定員を大幅に下回っており、在学生の退学率も高い状態が続いていたが、平成 22(2010)年度は、入学定員充足率はほぼ 100%にまで上昇している。

学生の学習支援については、オフィスアワー、担任制、文化言語学部のコース制や生活 科学部の「基礎セミナー」などにおける少人数教育などの学習支援体制を整え、個別に対 応している。

「緊急的授業料免除制度」を設け、経済的困窮者を援助する体制を整えているが、学生にはまだ十分に利用されていない。

文化言語学部学生を対象とした、安全・健康、金銭トラブルなどへの対応に関する講座の開講は、学生生活を積極的に支援する取組みであり、生活科学部においても実施に向けた具体化が期待される。

求人開拓を拡充するために、全教員及び担当職員が企業訪問をするなど就職支援が計画 的に行われている。

## 基準5. 教員

## 【判定】

基準5を満たしている。

#### 【判定理由】

両学部の専任教員数及び教授数は、設置基準を満たしている。教員の配置は文化言語学部に著しく多く偏っており、2 学部の教員の配置に配慮が求められるところであるが、今後、定年退職者の後任については、専門分野、男女構成、年齢構成においてバランスを配

慮した人事を計画的に進める予定である。

教員の昇任規程及び教員資格審査に関する規程については未整備であり、早急な対応が 求められるが、教員の採用方針は、教員採用選考規程に定められ、採用のプロセスも明確 に示されている。教員の任期制を導入しており、再任に当たっては、規程に基づく業績審 査を実施し、公平な審査が行われている。

教員の教育担当時間数は、概ね適切である。外部資金の導入については、十分とはいえないが、平成 19(2007)年度に導入された特別研究費の自由で自発的な申請制度は、研究活動の活性化に寄与している。

学生の授業評価結果に対する教員の意見、授業の工夫、改善案などを取りまとめた報告書を作成し全教員に配付しているなど、FD(Faculty Development)の取組みは適切に行われている。

# 基準6. 職員

# 【判定】

基準6を満たしている。

# 【判定理由】

職員の採用・昇任・異動については職員就業規則第2章の規定などに基づき、学園事務局が中心となり、大学事務局長、事務部長などの意見を求め、定年退職などの人員構成の変化を見ながら各部署と調整して原案を作成し、企画会議で協議した後、稟議形式で決定する手続きとなっており、学園の職員人事は適切に行われている。

SD(Staff Development)など、職員の資質・能力の向上のための取組みは、現状の学内研修だけでは必ずしも十分とはいえないが、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団などの各種団体が開催する学外研修に参加し、その成果を学内で報告することによって、多くの職員が最新の情報を共有できるよう努めている。また、学内の研修会として年度当初に実施する新任職員研修及び夏季休業期間などを利用した研修会を行っており、職員間の共通認識と理解を深めることに役立てている。

大学の教育研究支援のための事務体制については、両キャンパスに置かれた事務部のそれぞれのセクションに必要に応じて職員が配置され、教員組織と協力しながら日常の教育研究活動のほか、学生が大学で行う諸活動などを支援している。平成 20(2008)年度からは職員の時差出勤を導入し、事務部の対応時間を延長して教育研究支援体制の充実に努めている。

# 基準7. 管理運営

#### 【判定】

基準7を満たしている。

## 【判定理由】

理事会、評議員会は寄附行為の規定に基づいて適切に運営され、運営上の多様な意見を 採入れるため、学外から積極的に有識者を選任して、理事、評議員構成が学内者に偏るこ とのないよう配慮されている。監事は常に理事会、評議員会に出席するとともに、会計監 査においては公認会計士と連携し、学園の業務及び財務の状況を細かく監視できる体制が とられている。教学部門については「尚絅大学学則」とこれに基づき定められた関連諸規 程によって適切に運営されている。

学園の管理運営や業務執行の適切性の点では十分とはいえないものの、管理部門と教学部門の双方のメンバーで構成される「将来計画委員会」が設置されており、学園及び大学の重要事項が審議されることによって双方の意思統一が図られることになっている。また、「企画会議」が定期的に開催されており、管理運営に関する方針及び日常業務における案件について、役員の考えと現場の意見とを突合わせて協議し、機動的に問題解決を図るなど、管理部門と教学部門の連携は適切に機能している。

自己点検・評価のための恒常的な体制として「FD・評価委員会」のもとに「認証評価実施本部」が設置されており、平成 20(2008)年度には平成 19(2007)年度の自己点検・評価報告書を作成し、教職員全員に配付するとともにホームページにて学外に公表している。教育研究活動の改善・充実及び教育の質保証のため「認証評価実施本部」と「FD 活動推進本部」の専門部会が全学的な体制で取組みを始めている。

# 【参考意見】

・九品寺キャンパス再開発計画などの重要事項については、事業計画書あるいは予算の審議などに包括することなく個別の事案として評議員会に諮問することが望まれる。

## 基準8.財務

## 【判定】

基準8を満たしている。

#### 【判定理由】

大学部門の消費支出比率 (消費支出/帰属収入) は過去 5 年間均衡を欠いた状態で推移しているが、平成 19(2007)年度以降の同比率は改善傾向にあるとともに、平成 23(2011)年度からは適正な学生数確保による収入増などにより収支状況は改善される見通しとなっている。また、平成 22(2010)年度から始まっている九品寺キャンパスの再開発事業は、自己資金で完成させる予定であることからも、大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有しているといえる。会計処理については、学校法人会計基準に基づき学園事務局で集中管理することにより、統一された基準で適正に処理が行われている。

財務情報の公開は、私立学校法の改正以前から広報誌「礎」に収支計算書など財務に関する情報を掲載し、学園関係者のみならず広く一般社会に向けての公開に努めている。平成 18(2006)年度からはこれらの財務情報をホームページ上で公開するとともに、閲覧希望者のために計算書類などを学園事務局に備付けている。

外部資金の導入などについては、寄付金の募金活動及び科学研究費補助金の積極的な申

請推進が更に求められるが、受託事業を行い、平成 21(2009)年度に初めて受託研究の収入 を計上するなど、外部資金獲得に向けての全学的な取組みに努めている。

# 基準9. 教育研究環境

# 【判定】

基準9を満たしている

# 【判定理由】

大学は、楡木キャンパスと九品寺キャンパスの2つのキャンパスを有している。短期大学部、中学校・高等学校などと校地を共有している九品寺キャンパスで進められているキャンパス再開発計画において、体育施設をはじめとする大学独自の教育設備の更なる整備が望まれる。校地面積及び校舎面積ともに、大学設置基準上必要な面積を大幅に上回り、ゆとりのある教育環境が保持されている。

2 つのキャンパスそれぞれに設置されている図書館については、大学図書館としての現代的なニーズに十分に対応できるよう、土曜日の開館や楡木キャンパス中央館の閉館時刻の見直しの検討など、設備面の整備と合わせて今後の努力が必要である。教育研究環境整備上不可欠となっている IT 環境については、まだ環境整備の途上であるが、学生のニーズをくみ上げて、必要とされる台数のパソコンが設置され、また、周辺設備も整備されている。

構内は段差が多いにもかかわらず、手すりやスロープの設置が十分に行われていない。また、エレベータの設置がなされていない校舎が多くあること、点字タイルなどの設置もないことなど、学内環境は、バリアフリーへの配慮が十分であるとはいえない。楡木キャンパスの大学1号館、大学2号館及び管理棟が耐震基準に適合していないため対応が必要とされ、耐震診断を実施中であるが、これらの古い校舎などについては、より具体的な将来計画を立てて早急に整備を行うことが必要である。

アメニティに配慮した環境を今後も継続して整備することが望まれるが、学生が授業時間以外の時間を過ごす施設・設備の整備は進められつつある。

# 【改善を要する点】

・楡木キャンパス 1 号館、2 号館及び管理棟の耐震診断の結果を踏まえた措置については 早急に予算化し、具体的な計画に基づく耐震補強計画が策定され、早急に工事が実施さ れることが必要である。

# 【参考意見】

・校舎その他の施設におけるバリアフリー化については、必要に応じてその都度対処しているが、早急に整備計画を策定し、順次進めることが望まれる。

# 基準10. 社会連携

## 【判定】

基準10を満たしている。

# 【判定理由】

九品寺キャンパスは、利便性がよく施設も充実しているので、地域へより積極的にキャンパスを開放することが期待される。公開講座は、平成 2(1990)年度以来毎年継続して実施しており、多くの教員が講師として参画している。また、県内高校への出前講義も多くの教員により継続的に行われており、大学の人的資源を社会に提供する努力は十分になされている。

他大学との連携は、平成 18(2006)年度に「高等教育コンソーシアム熊本」に参画し、平成 21(2009)年度には「教員免許更新講習」をコンソーシアム参画大学と共同で実施し、大学の独自性を生かした「書道」を開講した。コンソーシアムへの参画により、高大連携、単位互換、インターンシップなどの事業の実施に向けて土台作りができた。

文化言語学部は、アメリカ、台湾、韓国など各コースと関連のある国の大学との国際交流を行っており、交流活動の一部は単位化している。活動内容は一方的な訪問事業から相互交流へと徐々に移行している。

生活科学部は、産官学、大学間連携などの組織的な研究活動が求められるが、教員個人の活動としては、熊本県立大学、熊本大学との共同研究を行っている。

地域社会との協力関係の構築については、組織的な取組みに至っておらず、早急な体制 の構築が求められるが、書道展の審査員、国際交流イベントでの通訳ボランティア、市民 講座、熊本県栄養士会などの講師など、教員個人の努力による協力を活発に行っている。

## 基準11. 社会的責務

## 【判定】

基準11を満たしている。

#### 【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理については、「職員就業規則」に遵守義務として定めており、「学校法人尚絅学園公益通報に関する規程」「尚絅学園個人情報保護規程」「尚絅学園セクシュアル・ハラスメント等防止規程」「尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理規程」「尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的資金等の管理に関する規程」を制定し、法令遵守と社会的責任の達成に向けて努力している。これらの規程などは各キャンパスの庶務会計課に備え置かれ、常時閲覧に供されており、教職員は諸規程を遵守し、これらに基づいた運営がなされている。ただし、運営に当たっては、キャンパス間で遵守事項についての認識の齟齬が生じないよう検討が必要である。

また、危機管理に関しては、「防災計画書」「時間外非常時の連絡網」を作成して自然災害に備えるほか、学生便覧にも「災害発生時の避難要領」を掲載している。また、24 時間体制の守衛配置、「毒物及び劇物の取扱に関する規程」などによって危機管理を図っている。しかし、危機管理に関する規程及び危機管理マニュアルは整備されていない。

# 尚絅大学

また、大学の教育研究成果の学内外への広報については、「尚絅学園研究紀要」が年 1 回のペースで発刊されている。発刊された「尚絅学園研究紀要」は教職員全員に配付しているほか、全国の大学の図書館や関係研究機関及び国公立図書館に配付している。また、学園全体の広報誌「礎」を、平成 15(2003)年から発行している。

# 【参考意見】

- ・危機管理に関する規程及び危機管理マニュアルが整備されていない点は早急に対応が望 まれる。
- ・九品寺キャンパスにおいては避難訓練を行っていないので、早急に計画し実施すること が望まれる。